

建築基準法改正案の概要

アスベストによる健康被害が生じないように、建築物におけるアスベストの使用を規制するための改正を行う。

1. 背景

- 吹付けアスベストなど、アスベストを飛散させる危険性があるものについては、建築物の利用者に健康被害を生ずるおそれ。
- このため、今後、アスベストの飛散による健康被害が生じないように、建築物におけるアスベストの使用に係る規制を導入する。

2. 概要

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール等飛散のおそれのあるものの使用を規制する。

【規制の効果】

- ① 増改築時における除去等を義務づけ
- ② アスベストの飛散のおそれのある場合に勧告・命令等を実施
- ③ 報告聴取・立入検査を実施
- ④ 定期報告制度による閲覧の実施

(参考)吹付けアスベスト等の実態調査

- 民間建築物 13,099 棟 (12月19日現在)
- 社会福祉施設 245 施設 (11月29日現在)
- 病院 324 施設 (11月29日現在)
- 学校施設等 771 施設 (11月29日現在)
- 公共建築物 6,617 施設 (11月29日現在)